

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

令和6年度報酬改定

① 中核機能強化加算【新設】〔児童発達支援センター〕

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

単位数(新旧)

【現行】
なし



【改定後】

中核機能強化加算【新設】 ※単位数は利用定員区分ごとに設定
中核機能強化加算(Ⅰ) 55単位～155単位/日
中核機能強化加算(Ⅱ) 44単位～124単位/日
中核機能強化加算(Ⅲ) 22単位～62単位/日

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出(※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。リスト掲載事業所から都道府県に届出)

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

<加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通の基本要件>

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること(市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等)
- ③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること(定期的な情報共有、研修会の開催、助言援助等の実施等)
- ⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること(保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等)
- ⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること(障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等)
- ⑦ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
- ⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価(自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等)を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること

<各加算の要件> ※加算(Ⅰ)イロハ全てに適合 加算(Ⅱ)イ・ロに適合 加算(Ⅲ)イ又はロのいずれかに適合

イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う専門人材として、常勤専任で1以上加配

(ハの資格者等で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)

ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる専門人材として、常勤専任で1以上加配(同上)

ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士(※1)、児童指導員(※1)の全ての職種を配置(※2)し、連携して支援を行っていること

(※1) 障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る (※2) 基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可

- イ・ロにより加配した専門人材(中核機能強化職員)について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする(ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可)

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7 基準告示(270)1

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

② 中核機能強化事業所加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日 ※単位数は利用定員区分ごとに設定
(主として重症心身障害児を通わせる事業所 125単位～374単位/日)

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
 - ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）
 - ③ 専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
 - ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
 - ⑤ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
 - ⑥ 自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること
 - ⑦ 主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として、常勤専任で1以上加配
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)
- ⑦により加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7の2（児発）、第3の6の5（放デイ）
基準告示（270）1の2（児発）、6の2（放デイ）

③ 児童指導員等加配加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

児童指導員等加配加算	
＜児童発達支援センター（障害児）＞	
理学療法士等を配置	区分に応じて22～62単位/日
児童指導員等を配置	同 15～41単位/日
その他の従業者を配置	同 11～30単位/日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞	
理学療法士等を配置	区分に応じて75～187単位/日
児童指導員等を配置	同 49～123単位/日
その他の従業者を配置	同 36～90単位/日



【改定後】

児童指導員等加配加算	
＜児童発達支援センター＞	
児童指導員等を配置	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて22～62単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 18～51単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 15～41単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 13～36単位/日
その他の従業者を配置	11～30単位/日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞	
児童指導員等を配置	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて75～187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 59～152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 49～123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 43～107単位/日
その他の従業者を配置	36～90単位/日
※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数	

ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

- 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

- 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する
- 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令等】

報酬告示：第1の1の注8（児発）、第3の1の注7（放デイ） 基準告示（270）：1の3（児発）、7（放デイ）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】

強度行動障害児支援加算 200単位/日
（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）
※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント 要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】
 - ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
 - ・実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成
※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
 - ・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の2（児発）
基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

② 放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】〔放課後等デイサービス〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
強度行動障害児支援加算 155単位/日
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算(Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日…①

強度行動障害児支援加算(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日…②

(加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日)

※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合
②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント 要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①
- ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②
- ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③

- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）

【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言

- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと

- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】報酬告示：別表第3の6の2（放デイ） 基準告示（270）：8の2（対象）、8の3（支援）

④ 強度行動障害児支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

強度行動障害児支援加算【新設】 200単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

ポイント 要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出（支援の基準適合）

- 本加算は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所）が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

- ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・実践研修修了者の配置（児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シート等の作成
※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
- ・実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が1月に1回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認（訪問して行うことが望ましいが、オンラインや記録等によることも可）すること

- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこと

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の7（保育所等訪問支援）

施設基準告示（269）

基準告示（270）10の2の3（居宅・対象児）、10の2の4（居宅・支援）、10の8（保育所等・対象児）、10の9（保育所等・支援）

① 家族支援加算【家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
- きょうだいの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化する。

単位数（新旧）

【現行】

・家庭連携加算（月4回を限度）	280単位/回
・入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上）	100単位/回（月1回を限度）
・入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間未満）	80単位/回（月1回を限度）
・事業所内相談支援加算	
・事業所等での相談援助等を行った場合 入所児童の家族に対して（個別相談）	100単位/回（月1回を限度）
・事業所等での相談援助等を行った場合 入所児童の家族に対して（グループ）	80単位/回（月1回を限度）

【改定後】※両加算を統合

・家族支援加算（I）（月4回を限度） 入所児童の家族（きょうだいを含む） 居宅を訪問（所要時間1時間以上）	300単位/回
・事業所等での対面 オンライン	200単位/回
・事業所等での対面 オンライン	100単位/回
・家族支援加算（II）（月4回を限度） 入所児童の家族（きょうだいを含む） 事業所等での対面 オンライン	80単位/回
・事業所等での対面 オンライン	60単位/回

※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスの支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（I）及び（II）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

ポイント

- 本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、加算（I）は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算（II）は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの【主な要件】
 - ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
 - ・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）
 - ・相談内容の要点等に関する記録を行うこと
 - ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
 - ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
 - 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能（ただし、必要な場合には同席の下で行うなど、効果的な支援となるよう努めること）
 - 加算（I）について、保育所など、居宅・事業所以外の場合で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等での対面」を算定するものとする
 - 加算（I）（II）ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
 - 個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（I）と加算（II）の併算が可能
 - 保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援については、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとすし、その合計数は月4回を限度とすること

②子育てサポート加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたことへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】なし



【改定後】

子育てサポート加算【新設】 80単位/回（月4回を限度）

※ 保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたことへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

ポイント

○ 本加算は、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたことへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するもの【主な要件】

- ・ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
- ・ 障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたことへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと
- ・ 「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等を行っていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場面を観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない
- ・ 「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧に支援を行うこと
- ・ 複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とする
- ・ 家族等への支援内容の要点等に関する記録を行うこと

○ 子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の2の2（児発）、別表第3の2の2（放デイ）

① 延長支援加算の見直し (児童発達支援・放課後等デイサービス)

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数 (新旧)

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合 (人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置)

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日

【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間 (5時間※1) の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合 (職員を2名以上 (うち1名は人員基準により置くべき職員 (児童発達支援管理責任者を含む)) を配置)

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満 (※2)
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

(※1) 放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

(※2) 延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

○ 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援 (延長支援) を計画的に行った場合に算定するもの

【主な要件】

- ・ 支援時間が5時間 (放デイ平日は3時間) である児を受け入れることとしていること
- ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること (放デイ平日は除く)
- ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて (※) 延長支援 (1時間以上) を行うこと (※) 支援が必要な理由、延長支援時間
- ・ 延長支援を行う時間帯に職員を2 (対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数) 以上配置していること (うち1以上は基準により置くべき職員 (児童発達支援職員) とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること)
- ・ 延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

○ 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること

○ 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定められた時間よりも長くなりすぎた場合は、あらかじめ定められた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能 (この場合でも30分以上の支援時間であることが必要)

○ 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能 (当該理由及び延長支援時間について記録)。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと

○ 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のとおり、事業所の営業時間 (8時間以上) の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる (ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上 (うち1名は人員基準により置くべき職員) であることを求める)

5. (1) 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

② 保育・教育等移行支援加算【見直し】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

○ 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

保育・教育等移行支援加算 500単位/回（1回を限度）
 ※ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

保育・教育等移行支援加算

- ・退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合
 500単位/回（2回を限度）
- （※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等
- ・退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合
 500単位/回（1回を限度）
- ・退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合
 500単位/回（1回を限度）

ポイント

○ 本加算は、指定児童発達支援事業所等が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定児童発達支援事業所等を退所して、保育所等（移行先施設）に通うことになった場合であって、

- ①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行った場合（2回を限度）
 - ②退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度）
 - ③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（1回を限度）
- に算定するもの

【主な要件】

- ・障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
- ・退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、子どもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと
- ・退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと
- ・退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと
- ・それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと
- 本加算は、退所前の移行支援については退所日に、また、退所後の支援については実施日（訪問日）に算定すること
- 関係機関連携加算や保育所等訪問支援などで評価した行為については、本加算は算定されない
- 退所して病院等へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は本加算は算定できない

5. (2) 保育所等訪問支援の充実

③ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

○ 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準 ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

○ 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第5項・新設）

○ 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第6項・新設）

○ 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第7項・新設）

単位数（新旧）	【改定後】 自己評価等未公表減算 所定単位数の85%を算定 ※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合 （令和7年4月1日から適用）
【現行】	なし

ポイント 要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬については85%を算定（15%を減算）するもの
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和7年度からとなる
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定）

【参照法令等】
運営基準：第79条により準用される第26条第5・6・7項 報酬告示：第5の1の注2（4）

5. (2) 保育所等訪問支援の充実

④訪問支援員特別加算【見直し】〔保育所等訪問支援〕

○ 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

訪問支援員特別加算 679 単位/日
 ※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務に従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合



【改定後】

訪問支援員特別加算 (I) 850 単位/日…①
 訪問支援員特別加算 (II) 700 単位/日…②
 ※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務に従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合
 ①業務従事10年以上（保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員の場合
 ②業務従事5年以上10年未満（保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設等の従業者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をするもの ※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

【要件】

<訪問支援員特別加算 (I) >

以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

<訪問支援員特別加算 (II) >

以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む）の業務に従事した期間

【参照法令等】

報酬告示：第5の1の2
 基準告示（270）：10の6（人材の基準）